

支払証明書に基づく執行供託(支払委託)の添付書面

郵送先
〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15 東京法務局供託課 払渡係
連絡先
電話番号: 03-5213-1353 FAX番号: 03-5213-1384

○請求に当たっての注意事項

- ※1 問合せが多いものについて、一般的な添付書面を掲載しております。供託の内容によって、添付書面が異なります。
- ※2 連絡先電話番号を提供いただきますようお願いいたします。不備があれば御連絡します。
- ※3 供託金払渡請求書に必要事項を記載し、御提出いただく必要があります。
- ※4 「供託金払渡請求書」で検索していただくと、法務省及び法務局のホームページに供託金払渡請求書、委任状、記載例があります。
- ※5 配当金額の合計が10万円以上で、かつ、代理人口座に振り込む場合は、本人から代理人への委任状(本人の印鑑証明書印を押印したもの)及び本人の印鑑証明書(発行日から3か月以内)が必要になります。配当金額の合計が10万円未満であっても、代理人口座に振り込む場合は、本人から代理人への委任状(押印不要)が必要になります。
- ※6 供託の内容によっては、時効が完成し、払渡しできない場合があります。

支払証明書に記載された本人(個人)の代理人(個人)が請求する場合(窓口・郵送)

